

商工業者の皆さまへ

必見

支援策一覧

令和2年5月20日 本別町役場企画振興課
商工観光・元気まち担当発行

No. 1

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関連して整備された支援制度をご紹介します。
※制度の内容は5月20日時点のものを掲載しています。

新

本別町内の中小企業支援(補助金)について 最大100万円

中小企業

個人事業主

令和2年3月～4月の合計事業売上額（税抜）が前年同2ヶ月間と比較して20%以上減少した町内全事業者に対して、最大20万円を補助いたします。

ただし、新規開業により比較が困難な場合は、開業月から令和2年2月までの売上合計額（税抜）の平均額に2を乗じた額との比較によります。

補助率は売上減少額の1/2で、上限額が20万円となりますが、日本標準産業分類大分類に定める「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」にあつては、最大100万円の補助で上限額を下記のとおりとします。

- ①売上減少割合が20%以上30%未満 上限 40万円（千円未満切捨て）
- ②売上減少割合が30%以上40%未満 上限 60万円（千円未満切捨て）
- ③売上減少割合が40%以上50%未満 上限 80万円（千円未満切捨て）
- ④売上減少割合が50%以上 上限 100万円（千円未満切捨て）

対象期間は令和2年5月1日から10月28日まで

【問合せ】本別町役場企画振興課商工観光・元気まち担当 ☎0156-22-8121
受付時間 8:30～17:15（平日 月～金）

本別町中小企業事業資金利子等補給事業 利子・保証金を補給

中小企業

個人事業主

本別町内の中小企業者が事業運営又は事業経営改善を図るための施設の増設や改善のための資金を金融機関から借り入れた際、生じる利子及び保証金を本別町が補給いたします。

資金使途・融資金額・期間 運転資金 700万円以内 7年以内

設備資金 1,500万円以内 10年以内

融資助成 保証料 全額補助

利息 1, 3%以内（0, 5%分は事業者負担）

取扱金融機関 北洋銀行本別支店、帯広信用金庫本別支店

【問合せ】本別町役場企画振興課商工観光・元気まち担当 ☎0156-22-8121
受付時間 8:30～17:15（平日 月～金）

北海道 休業協力・感染リスク低減支援金

30万円 **法人** **20万円** **個人事業主** **10万円** **酒類提供**

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月25日（土）から5月15日（金）までの間、休業、酒類提供時間の短縮（19時まで）を継続していただくことが支援金の支給要件となります。なお、申請方法については電子申請・郵送受付となります。

電子申請については、<http://hokkaido-support.jp>

郵送については、〒060-8791（住所不要）

北海道休業協力・感染リスク低減支援金事業運営事務局 宛

【問合せ】支援金コールセンター ☎011-351-6469

受付時間 8：45～17：30（6月14日までは土日も開設、以後平日のみ）

北海道 経営持続化臨時特別支援金

10万円 **法人** **個人事業主** **5万円** **法人** **個人事業主**

緊急事態宣言延長に伴い5月19日（火）から5月31日（日）まで、拡大防止と事業継続に取り組んでいただいている事業者へご支援するため、下記の内容のとおり支援金を支給します。なお、支援金はAまたはBのどちらかのみ受け取ることができます。

休業要請の対象となった方 支援金A 10万円

- ①道の休業要請を受け、対象施設の休業にご協力いただいた事業者
- ②酒類を提供する上記①を除く飲食店において、道の要請を受け、酒類の提供時間短縮（19時まで）のご協力をいただいた事業者

休業要請の対象ではない方 支援金B 5万円

休業要請の対象外だが、長期間の外出自粛や自主的な休業により、月の売上が前年から1/2以下になった事業者。

※基本的に国の持続化給付金の対象者が、対象となります。

※4月25日（土）から5月15日（金）までの休業要請等の対象施設と内容が異なります。
※支援金A、Bどちらについても国の提唱する「新しい生活様式」を実践する必要があります。
※詳細については北海道ホームページをご参照ください。

【問合せ】休業要請専用ダイヤル ☎011-206-0104 又は ☎011-206-0216

開設時間 8：45～17：30（土、日、祝日も開設しています。）

持続化給付金

最大200万円 **中小企業** **最大100万円** **個人事業主**

売上が前年同月比で50%以上減少している場合に給付します。ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限となり、昨年創業された方も条件により適用されます。

《給付額の算定方法》

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

※金額は10万円単位。10万円未満の端数切捨て。

【問合せ】持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570

受付時間 8:30～19:00（5月・6月は毎日）

小学校休業等対応助成金

上限8,330円/人×休暇取得日数 **中小企業**

令和2年2月27日から6月30日までに新型コロナウイルスによる小学校の休校等や、子供の感染またはその疑い等により子供への対応が必要となった労働者（正規・非正規問わず）に有給の休暇を取得させた事業主に対し、支払った賃金相当額を助成。

【問合せ】学校等休業助成金・支援金受付センター ☎0120-60-3999

受付時間 9:00～21:00（毎日）

小学校休業等対応支援金

4,100円/日×就業できなかった日数 **個人事業主**

令和2年2月27日から6月30日までに新型コロナウイルスによる小学校の休校等や、子供の感染またはその疑い等により子供への対応をするため、契約していた仕事ができなくなった方に助成。

【問合せ】学校等休業助成金・支援金受付センター ☎0120-60-3999

受付時間 9:00～21:00（毎日）

雇用調整助成金

休業手当を全額補助 **中小企業**

休業等要請を受けた中小企業が、労働者の解雇を行わず雇用を維持し休業手当を支払った場合、全額補助。また、休業要請の対象ではない中小企業についても、前年賃金の60%を超えて休業手当を支払う分について全額補助。

【問合せ】

ハローワーク帯広 ☎0155-23-8296

受付時間 8:30～17:15（平日 月～金）

小規模事業者持続化補助金 **中小企業**

上限100万円 **個人事業主**

顧客への製品供給を継続するための設備投資や製品開発、非対面・遠隔でサービスを提供するための設備投資、テレワーク環境の整備など、補助申請する経費の1/6以上が上記のいずれかの投資である場合、上限を100万円に2/3まで補助。

【問合せ】中小企業基盤整備機構

企画部 生産性革命推進室 ☎03-6459-0822

受付時間 9:30～12:00

13:00～17:30（平日 月～金）

事業継続のための運転資金

中小企業

実質無利子・無担保

個人事業主

最近1ヶ月の売上高が前年または前々年比で一定以上減少した方を対象に、実質無利子・無担保で融資。実質無利子化の限度額は、日本政策金融公庫については個人事業主（国民生活事業）3000万円、中小企業（中小企業事業）1億円。商工組合中央金庫（危機対応融資）については1億円。また、セーフティネット保証4号、5号、危機対応連保証の認定を受けられた方を対象に、民間金融機関で最大3000万円の実質無利子・無担保融資。

【問合せ】

日本政策金融公庫 ☎0120-154-505

受付時間 9:00~19:00（平日 月~金）

商工組合中央金庫 ☎0120-542-711

受付時間 9:00~17:00（毎日）

民間金融機関による融資はそれぞれの機関へ

過去に借入れた資金の借換

中小企業

一部実質無利子

個人事業主

日本政策金融公庫等の過去の借入れを一部実質無利子で借換。実質無利子の限度額は最大1億円。借換限度額（新規融資と借換の合計額）は3億円。限度額は日本政策金融公庫については個人事業主（国民生活事業）3000万円、中小企業（中小企業事業）1億円。商工組合中央金庫（危機対応融資）1億円。

【問合せ】

日本政策金融公庫 ☎0120-154-505

受付時間 9:00~19:00（平日 月~金）

商工組合中央金庫 ☎0120-542-711

受付時間 9:00~17:00（毎日）

厚生年金保険料等の猶予制度

中小

個事

換価・納付の猶予

個人

厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難となった場合、1年の範囲内で猶予制度を利用できます。

【問合せ】

日本年金機構 厚生年金保険料納付猶予相談窓口

☎0570-226-228

受付時間 9:00~17:00（平日 月~金）

法人税・消費税等の猶予制度

中小

個事

無担保・延滞税なし

個人

令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期比20%以上減少し、一時的に国税及び道税の納付が困難となった場合、1年の範囲内で納付を猶予することができます。担保の提供は不要で、延滞税もかかりません。

対象は、令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目（印紙で納めるもの等を除く）。

【問合せ】

国税：帯広税務署徴収部門 ☎0155-24-2164

受付時間 8:30~17:00（平日 月~金）

道税：十勝総合振興局納税課 ☎0155-27-8533

受付時間 8:45~17:30（平日 月~金）

住宅確保給付金

家賃相当額を給付

個人

休業等に伴う収入の減少により住居を失うおそれがある方が一定の条件を満たした場合、原則3ヶ月、最大9ヶ月家賃相当額（上限あり）が給付されます。

【問合せ】

とかち生活あんしんセンター ☎0155-22-7112

受付時間 9:00~18:00（平日 月~金）

特別定額給付金

1人10万円を支給

個人

令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記載されている方を対象に、一律10万円を支給。本別町役場から各世帯主宛てに郵送にて案内が送付されますのでご確認ください。なお、子育て世帯（児童手当受給者）には対象児童1人につき1万円の上乗せ交付があります。

【問合せ】

本別町役場特別定額給付金グループ

☎0156-22-2141

受付時間 8:30~17:15（平日 月~金）

こんな時どうしたらいいの？

生活に関するお悩み相談窓口



① 不審な電話・勧誘

特別給付金を装った詐欺や新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質な勧誘など、不審に思った場合やトラブルにあった場合はお早めにご相談ください。

【問合せ】

本別町役場企画振興課商工観光・元気まち担当

☎ 0156-22-8121

受付時間 8:30～17:15 (平日 月～金)

③ 生活費を借りたい

休業により収入の減少があったり、失業して生活が困窮した場合に、無利子で生活費を借ることができます。休業した人向けの「緊急小口資金」、失業した人向けの「総合支援資金」があります。6ページ参照。

【問合せ】

本別町社会福祉協議会 ☎ 0156-22-8320

受付時間 9:00～17:00 (平日 月～金)

⑤ 町税及び公共料金の減免

固定資産税・後期高齢者医療保険料・介護保険料について、条件によっては減免を受けることができます。詳しくは下記の間合せ先にてご相談ください。

【問合せ】

本別町役場住民課(税務担当) ☎ 0156-22-8127

総合ケアセンター(介護保険) ☎ 0156-22-8520

受付時間 8:30～17:15 (平日 月～金)

⑦ 傷病手当金の支給について

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している被用者(給与の支払いを受けている方)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、労務に服することができず(連続した3日間後の4日目以降の日数が対象)、その期間給与の支払いを全部または一部を受けとることができなかった方を対象に支給します。

詳しくは下記の間合せ先にてご相談ください。

【問合せ】

本別町役場住民課(国保担当) ☎ 0156-22-8128

受付時間 8:30～17:15 (平日 月～金)

② 配偶者等からの暴力

配偶者やパートナーから受けている様々な暴力(DV)について専門の相談員と一緒に考えます。「これってDVかな?」「暴力を振るわれている」「今すぐパートナーから逃げたいけどどうしたらいいの?」「自分だけでなく子供たちのことも心配」など。

【問合せ】

内閣府DV相談プラス ☎ 0120-27-9889 24時間受付

④ 労働問題全般(事業主・労働者)

新型コロナウイルス感染症に関わる解雇や休業等の労働相談について、事業主・労働者のご相談に対応する特別労働相談窓口が設置されていますのでご利用ください。

【問合せ】

北海道労働局雇用環境・均等部指導課内 ☎ 011-707-2700

受付時間 9:00～17:00 (平日 月～金)

⑥ 町税及び公共料金の猶予

町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・水道料金・下水道使用料・住宅使用料・介護保険料等について、条件によっては猶予を受けることができます。

詳しくは下記の間合せ先にてご相談ください。

【問合せ】

本別町役場住民課(税務担当) ☎ 0156-22-8127

本別町役場建設水道課(管理担当) ☎ 0156-22-8122

総合ケアセンター(介護保険) ☎ 0156-22-8520

受付時間 8:30～17:15 (平日 月～金)

⑧ 新型コロナウイルス感染症に関することについて

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口は下記のとおりとなります。

【問合せ】

本別町新型コロナウイルス感染症対策本部
事務局 健康管理センター

☎ 0156-22-2219

受付時間 8:30～17:15 (平日 月～金)

生活福祉資金の特例貸付に関するご案内

北海道社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ特例貸付を実施しています。

主に休業された方向け (緊急小口資金)

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ **新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。**

■貸付上限額

- ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合
20万円以内
- ・その他の場合
10万円以内

■据置期間 1年以内

■償還期限 2年以内

■貸付利子・保証人 無利子・不要

主に失業された方等向け (総合支援資金) 生活支援費

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ **新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。**

■貸付上限額

(2人以上) 月20万円以内
(単身) 月15万円以内
貸付期間：原則3月以内

■据置期間 1年以内

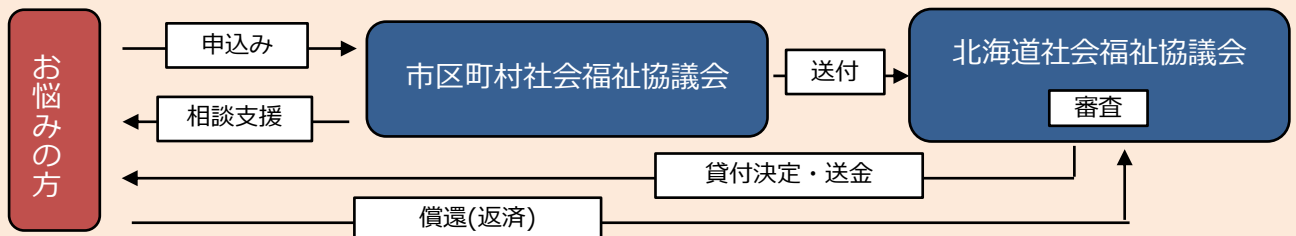
■償還期限 10年以内

■貸付利子・保証人 無利子・不要

※郵送でのお申込みもできます。

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することが出来ることとしています。

貸付手続きの流れ



一般的なお問合せ等は、特例貸付コールセンター

フリーダイヤル **0120-321760** / 受付時間:月～金曜日 9:00～18:00

相談・お申込みは、**本別町社会福祉協議会** (担当: 笹川・松井)

住 所: 本別町西美里別6番地15 総合ケアセンター内

電 話: **0156-22-8320** / 受付時間:月～金曜日 9:00～17:00